

広島市告示第408号
令和7年8月4日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項が準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 広島東映プラザ
 - (2) 所在地 広島市中区八丁堀16番6ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
東映株式会社
代表取締役 吉村 文雄
東京都中央区京橋2丁目2番1号
- 3 変更事項
別紙のとおり。
- 4 変更年月日
令和7年9月30日
- 5 届出年月日
令和7年7月31日
- 6 届出書の縦覧場所
 - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課
 - (2) 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
広島市中区市民部区政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 - (1) 縦覧期間
令和7年8月4日から同年12月4日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。
 - (2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和7年12月4日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻	備考
株式会社ハンズ	午前 10 時 00 分	午後 8 時 00 分	年間 140 日以内は 午後 9 時 00 分まで

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻	備考
株式会社ドン・キホーテ	午前 7 時 45 分	午後 11 時 45 分	-

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場No.	駐車可能時間帯	備考
北西側別敷地立体駐車場	午前 9 時 45 分から 午後 8 時 30 分まで	年間 140 日以内は 午後 9 時 30 分まで

(変更後)

駐車場No.	駐車可能時間帯	備考
北西側別敷地立体駐車場	午前 7 時 30 分から 午後 12 時 00 分まで	-

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前 9 時 00 分から午後 9 時 00 分まで

(変更後) 午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分まで